

山口市専門相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱による山口市専門相談事業（以下「本事業」という。）は、保健・医療・福祉の専門家や弁護士等が、介護支援専門員や地域包括支援センター職員等相談支援者に対して、専門性が高く、きめ細やかな専門相談を行うことで、相談支援者の質、対応能力が向上し、幅広く、専門性の高い相談に相談支援者が応じていくことができることを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の実施主体は、山口市とする。

(事業対象者)

第3条 本事業の対象者は、市内の居宅介護支援事業者に勤務する介護支援専門員及び地域包括支援センター職員並びに介護保険施設等に勤務する介護支援専門員とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 保健・医療・福祉の専門家や、弁護士等からなる専門相談サポートチームの設置
- (2) 専門相談の実施
 - ア 地域包括支援センター職員、介護支援専門員等に対する専門相談会における助言
 - イ 地域包括支援センター職員、介護支援専門員等に対する個別相談等による助言

(関係機関との連携)

第5条 本事業を円滑に実施するため、保健・福祉・医療関係機関との連携を図る。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。